

気候変動の緩和と適応への 取り組みの国際的動向

Climate Change Mitigation and Adaptation: International Response

浜中 裕徳

慶應義塾大学大学院政策・メディア研究科特任教授

Hironori Hamanaka

Project Professor, Graduate School of Media and Governance, Keio University

渡邊 正孝

慶應義塾大学大学院政策・メディア研究科特任教授

Masataka Watanabe

Project Professor, Graduate School of Media and Governance, Keio University

気候変動問題への国際的取り組みは、国連気候変動枠組条約および同条約京都議定書に基づき進められてきたが、地球規模の気候変動による深刻な影響を回避するために同議定書第1約束期間が終了する2012年後の気候変動の緩和と適応の行動を強化すること、および開発途上国の行動の強化に対する先進国の資金供与、技術開発・移転、能力構築などの支援の強化が課題となり、気候変動対策に関する新たな国際的枠組の構築を目指した国際交渉が進められている。

International community has been taking actions to address climate change under the UN Framework Convention on Climate Change and its Kyoto Protocol. In order to avoid serious impact of climate change, it was recognized that mitigation and adaptation actions, as well as the support by developed countries to developing countries in terms of finance, technology development and transfer, and capacity building, would need to be enhanced after 2012, when the first commitment period of the Protocol will expire. International negotiations are currently being conducted with a view to building a new international climate regime.

Keywords: 気候変動の緩和、適応、国連気候変動枠組条約、京都議定書、気候変動に関する政府間パネル

はじめに

国連気候変動枠組条約 (UNFCCC, United Nations Framework Convention on Climate Change, 1992) は、各国が協力して気候変動問題に取り組むための諸原則、各国の基本的な義務等の大枠を定め、同条約京都議定書 (1997) は先進国に法的拘束力を有す

る温室効果ガス排出削減目標の達成を義務づけ、費用効果的な目標達成を可能とする排出権取引やクリーン開発メカニズム (CDM, Clean Development Mechanism) 等を導入した。米国は離脱したものの、欧州連合 (EU)、日本等は議定書の目標達成のため省エネルギー対策や再生可能エネルギー導入の推

進、税制の改革を含む政策・措置を実施し、さらに EU は域内排出権取引制度を導入した。また CDM 事業から生ずる削減クレジットは開発途上国の事業実施者に収益をもたらすと共に、先進国はそれを自国の目標達成に利用している。

しかしながら、議定書の第 1 約束期間 (2008-2012 年) の削減幅は先進国合計排出量で 1990 年比 5% 強であり、しかも米国の離脱や途上国の経済発展に伴う排出量の急増により議定書の義務的削減の対象は世界排出量の約 27% をカバーするに止まっている。地球規模の気候変動による深刻な影響を回避するためには世界排出量を大幅に削減する必要があり、米国や排出量が急増している中国、インド等を含む幅広い国々の気候変動緩和 (排出抑制・削減) 行動を強化することが国際社会の大きな課題となった。加えて、洪水、干ばつ、熱波等気候変動の影響と考えられる事象が世界各地で頻発しており、これらへの適応策が同様に喫緊の課題であると認識され、途上国の緩和や適応の行動の強化に対する先進国の資金供与、技術開発・移転、能力構築等の支援の強化も強く求められるようになった。こうした背景の下で、2007 年 12 月にインドネシアのバリで開催された UNFCCC 第 13 回締約国会議 (COP13) で採択された「バリ行動計画」(BAP, Bali Action Plan) は、京都議定書の第 1 約束期間が終了する 2012 年後の気候変動枠組みに関し、世界的な長期排出削減目標を含む長期的な協力の行動のための共有ビジョン、並びに先進国及び途上国による緩和に関する適切な約束又は行動の強化、適応、技術開発・移転、及び資金供与・投資に関する行動の強化について検討すべきことを定めた。本稿は現在進められている気候変動の緩和と適応に関する国際的な取り組みの現状を概観する。

1 気候変動対策の長期目標

近年主要先進国 (G8) サミットや UNFCCC 締約国会議で「世界地上平均気温上昇が 2°C を超えないようにするために、世界排出量を大幅に削減すべき」という認識が共有されており、G8 サミット (2009) では 2050 年までに世界の温室効果ガス

(GHG, greenhouse gas) 排出量を少なくとも 50% 削減し、先進国は 80% 又はそれ以上削減すべきことが合意された。気候変動に関する政府間パネル (IPCC) 第 4 次評価報告書は大気中 GHG 濃度を安定化させ、気温上昇を抑制するためのいくつかのシナリオを示しているが、そのうち最も厳しい「カテゴリー I」の安定化水準に対応する世界平均気温上昇の幅の下限が 2°C である (図 1)。

また、カテゴリー I の安定化水準を達成するための世界全体の温室効果ガス排出量に関する削減経路については、2050 年に半分以下とし、さらに 21 世紀後半には排出マイナスとするシナリオを想定している (図 2)。すなわち、将来的には「低炭素」から「炭素中立」を通り越し、バイオマスエネルギーを大量に利用し、かつ排出する二酸化炭素 (CO₂) を分離回収し地中に固定することなどにより、「炭素マイナス」、または「空中炭素固定」とも言うべき段階にまで進む必要があることを示している。

IPCC 第 4 次報告書によれば、世界地上平均気温上昇を 2°C に止めるためには平均的な気候感度に対応する「最良の推定」に基づく大気中 GHG 濃度を 450ppm で安定化させる必要があり、このためには 2020 年に先進国は全体として 1990 年比で 25 ~ 40% 削減し、途上国のうち東アジア、中東などでは成り行き排出量¹ から相当の削減を実現すること、さらに 2050 年に先進国は全体として 80 ~ 95% 削減し、途上国は全地域で成り行き排出量から相当の削減を実現することが必要である (表 1)。

2 バリ行動計画の下での国際的検討の状況

メキシコ・カンクンで開催された UNFCCC 第 16 回締約国会議 (COP16, 2010) は、COP15 (2009) で大多数の国が賛同した「コペンハーゲン合意」² に基づき日本、EU、米国、中国、インド、ブラジル、韓国、インドネシア等各国が提出した GHG 排出抑制・削減の目標 (表 2) や行動を公式の COP 決定で位置づけ、途上国の緩和行動に関する測定・報告・検証 (MRV, measurement, reporting and verification) とその結果に関する国際的協議のプロセスを導入し、

世界平均気温上昇 Global mean temp. increase (°C)	温室効果ガス濃度 安定化水準 Stabilization level (ppm CO ₂ -eq) (二酸化炭素換算濃度)	二酸化炭素排出がピークを迎える年 Year CO ₂ needs to peak	2050年における二酸化炭素排出量削減率(2000年比)(%)
2.0 – 2.4	445 – 490	2000 – 2015	-50 ~ -85
2.4 – 2.8	490 – 535	2000 – 2020	-30 ~ -60
2.8 – 3.2	535 – 590	2010 – 2030	+5 ~ -30
3.2 – 4.0	590 – 710	2020 – 2060	+10 ~ +60

図1 大気中 GHG 濃度の長期的な安定化シナリオ (IPCC)

注 R. K. パチャウリ博士特別講演『気候変動と水：地球規模の観点から』（2008年、神戸、G8 環境大臣会議記念シンポジウム）を基に作成。

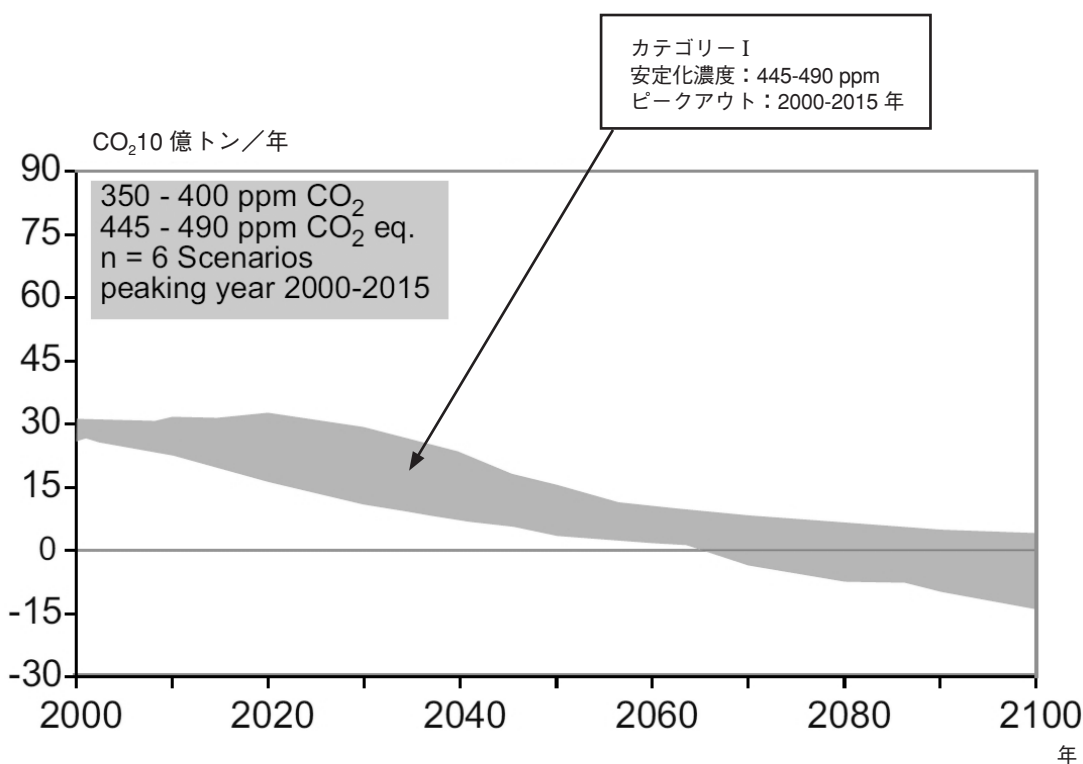


図2 GHG 大気中濃度安定化シナリオ「カテゴリー I」に対応する排出経路 (IPCC)

出典 IPCC 第4次評価報告書、第3作業部会報告書、Summary for Policymakers, 2007。

表1 大気中 GHG 濃度 450ppm 安定化に必要な 2020 年及び 2050 年における先進国及び途上国の排出許容レベル

シナリオ・カテゴリー	地域	2020 年	2050 年
A CO ₂ 換算 450ppm (カテゴリー I の下限に近い レベル)	附属書 I 国 (先進国)	-25 ~ -40% (対 1990 年比削減率、以下同じ)	-80 ~ -95% (対 1990 年比削減率、以下同じ)
	非附属書 I 国 (途上国)	ラテンアメリカ、中東、東アジアおよびアジアの計画経済地域では成り行き排出量からの実質的な乖離	全ての地域で成り行き排出量からの実質的な乖離
B CO ₂ 換算 550ppm	附属書 I 国	-10 ~ -30%	-40 ~ -90%
	非附属書 I 国	ラテンアメリカ、中東および東アジア地域では成り行き排出量からの乖離	ほとんどの地域、特にラテンアメリカおよび中東地域で成り行き排出量からの乖離
C CO ₂ 換算 650ppm	附属書 I 国	-0 ~ -25%	-30 ~ -80%
	非附属書 I 国	成り行き排出量	ラテンアメリカ、中東アジア地域では成り行き排出量からの乖離

出典 IPCC 第 4 次評価報告書、第 3 作業部会報告書第 13 章、2007。

表2 コペンハーゲン合意の下で提出された主要国の目標

国	2020 年目標/行動
日本	1990 年水準から 25%減
EU	1990 年水準から 20%減
米国	2005 年水準から 17%減
中国	CO ₂ /GDP を 2005 年水準から 40-45%削減
韓国	BAU から 30%削減
インドネシア	BAU から 26%削減
インド	CO ₂ /GDP を 2005 年水準から 20-25%削減
ブラジル	BAU から 36.1-38.9%削減

さらに気候変動への適応、資金の供与、技術の開発・移転、途上国における森林減少・劣化対策 (REDD, Reducing Deforestation and Forest Degradation in developing countries) 等に関する行動の強化に関する事項を網羅した、包括的でバランスのとれた「カンクン合意」を採択した。これを新たな出発点として、今年末に南アフリカ・ダーバンで開催の COP17 でこれを実施可能なものとする事ができるよう、引き続き国際交渉が続けられることになると見られる。

BAP の下での国際交渉は、京都議定書交渉が先進国の約束強化に焦点を当て、その結果先進国に対し第 1 約束期間 (2008 ~ 12 年) に関する排出削減目標を決定したのに比べ、京都議定書締結先進国に加え米国および途上国の緩和、適応等に関する行動の強化が主要課題となったことから、主要な交渉プ

レーヤーの間の利害関係が錯綜したものとなり、途上国の行動強化とそれに対する先進国の支援強化が連動しているなど、極めて困難な交渉である。

カンクン合意には、各国が自ら設定・提出した緩和の目標や行動に留意し、これを起点として、先進国についてはインベントリー (排出量・吸収量の目録)、目標達成のための取り組みの実施状況及び途上国の取り組みに対する支援の実施状況に関する締約国会議への報告、専門家による審査、そして各国の削減目標に関し、相互の比較可能性を高め、信頼を構築することを目的とした排出・吸収量の国際的評価を、途上国についてはインベントリー、緩和行動及び先進国から受けた支援に関する報告、緩和行動に関する MRV、そしてその結果に基づく国際的協議を行うというプロセスが盛り込まれている。これは、BAP が目的とした先進国、途上国双方の緩

和行動の強化、および透明性の確保に向けた重要な進展であると考えられる。

緩和の目標を国際交渉により設定するか、あるいは交渉によらず各国が自ら設定するか、また目標に国際法上の拘束力を持たせるか否かは気候変動に関する国際制度設計上の極めて重要なポイントである。京都議定書は国際交渉により先進国に法的拘束力のある数量目標を課しているが、中国をはじめとする途上国は次期枠組み交渉において自らの緩和行動を強化する必要性については認めているものの、自国の目標を国際交渉により設定し、当該目標に国際法上の拘束力を持たせる方式を依然として強く拒否しており、議定書を離脱している米国も同様に現在の政治状況下では、中国などが受け入れない方式を受け入れることは困難と見られることから、中国等の途上国や米国を含む幅広い国々の緩和行動を強化するためには当面カンクン合意のようなアプローチが現実的であろう。

他方、カンクン合意に盛り込まれた各国が共有するビジョンにおいては、地上平均気温上昇が2℃を超えないようにするために世界排出量を大幅に削減する必要があることを認識するとされているが、各国が自ら設定・提出した緩和の目標を達成するだけでは2℃以下に抑制することは困難である。国連環境計画(UNEP)の“The Emissions Gap Report”(2010)は、66%以上の確率で気温上昇を2℃以下に抑えるためには2020年にGHGの世界排出量を年間440億トン(CO₂換算)以下に削減する必要があるが、各国が提出した目標を実施してもなお50～90億トンのギャップが残るとしている。なお、本UNEP報告書によれば、各国の目標には条件がつけられている場合が多く、ギャップの幅は条件付きのより厳しい目標の達成を目指すか否か、また森林等の吸収源による吸収量の算入や余剰排出枠の次期排出枠への繰り入れに関するルールを厳しく定めるか否かによるとしている。そして、残るギャップを埋めるために、オフセット・クレジットのダブルカウントを回避することや、より野心的な目標・行動の実施、国際的な資金支援が重要であると指摘している。

気候変動に関する国際枠組みはUNFCCC第2条

の究極目的の実現につながるものでなければならず、このためには米中等幅広い参加を確保すると共に、気温上昇2℃以下といったレベルを実現するため将来にわたり削減行動を強化していく仕組みを組み込む必要がある。同時に、目標達成に当たり適用されるルールの策定において環境十全性を確保することが極めて重要である。

カンクン合意は先進国に削減目標の野心度を高めるよう求め、また市場メカニズムから得られる炭素クレジットや吸収源の利用を含む目標達成に当たっての仮定や前提条件、及び野心度を高めるためのオプションや方法を明確化するワークショップを開催するとしており、さらに低炭素開発戦略・計画を作成すべきとしている。そして、緩和の目標の実施に関しては、前記のとおり先進国には報告、専門家レビュー、排出・吸収量の国際的評価、途上国にはMRVや国際的協議といったプロセスを設けることにしている。しかしながら、これらのワークショップや計画・戦略、そして目標実施に関わるプロセスが、提出された目標や行動の更なる強化にどのようにつながるのかについては明らかではない。さらに、先進国の削減目標強化に関して途上国は京都議定書第2約束期間の設定を強く求めており、また目標達成のルールに関してもなお少なからぬ課題が未解決である。これらは、次期気候変動国際枠組みの法的形式をどのようなものとするか、また当該枠組み参加国の約束・行動の将来的強化のためのステップをどう組み込むかかという点にかかわる重要な問題であり、いずれも今後の交渉に委ねられている。カンクン合意を実施可能なものとする方策と共に、排出削減のギャップを縮め、削減行動の将来的強化につなげていけるような仕組みを如何にして実現し得るのかについて一層の研究が必要とされている。

3 日本およびアジア諸国の気候変動緩和対策の動向

日本においては省エネルギーに関する規制措置とその実施を支援する税制上の優遇措置、及び産業界の自主的取組と政府によるその進捗状況のフォローアップを中心としてGHG排出削減対策が講じ

られてきた。自動車、家電製品・OA 機器に対する省エネルギー規制については、基準設定時点で商品化されている最も優れた水準に合わせたトップ・ランナー方式と称される基準を設定し、メーカーの技術開発努力を促すと共に、低燃費・低公害自動車に対し税制上の優遇措置（グリーン税制）を講じそれらの普及を促進した。自動車の場合、2005年に販売された新車の約9割が2010年燃費基準を満たしており、この方式による規制と税制上の措置が効果的に低燃費車の市場浸透を加速した。また、工場・事業場や住宅・建築物に関する省エネルギー規制も実施されている。産業界の自主的取り組みについては、経団連傘下の多くの業界がCO2排出量を1990年水準で安定化させること等の目標を掲げた自主行動計画を策定しており、取り組みが目標を上回って進んだ業界については政府の働きかけにより目標を強化する一方、目標達成に隔たりがある業界は自らCDM事業等海外で実施された削減分を購入している。このように自主行動計画の目標は、強制力はないが事実上の排出枠として機能している。また、政府は経済危機対策の一環として、低燃費・低公害自動車に対する減税・買い換え補助金を交付し、省エネ型家電製品の購入、省エネ基準を満たす住宅の新設、窓の断熱改修等を支援するエコポイント制度を導入した。再生可能エネルギーの推進については、従来電力会社に発電量の一定割合を再生可能エネルギーによるものとするよう義務づけてきたが、2009年11月から新たに住宅用太陽光発電の余剰電力について通常の家計電気料金の約倍額で電力会社に買い取らせるなどの固定価格買取制度を導入した。政府が太陽光発電装置設置に対する補助金を復活させたこともあり、住宅用をはじめ太陽光発電の導入が加速している。

そして、日本は2009年の政権交代後、すべての主要国による、公平かつ実効性のある国際枠組みの構築と意欲的な目標の合意を前提に、GHG排出量を2020年までに1990年比で25%削減するという中期目標を国際社会に約束した。政府はこの目標の達成に向け、地球温暖化対策のための税を2011年度に導入し、2012年度を目標に再生可能エネルギー

の固定価格買取制度を拡充すると共に、国内排出権取引制度については産業の負担や雇用への影響などを見極めつつ慎重に検討することとしている。さらに、前記のとおりG8サミットにおいてGHG排出量を2050年までに80%又はそれ以上削減すべきであると合意されており、2020年目標に加えこのような長期間に亘り大幅削減を実現するための対策・施策の道筋を示す「地球温暖化対策に係る中長期ロードマップ（試案）」³が環境大臣から示されている（2010）。地球温暖化対策は負担と受け止められがちであるが、低炭素社会構築のための投資は新たな市場と雇用を生みだし、地域の活性化、エネルギー安全保障などの便益をもたらす。地球温暖化対策については、その経済に及ぼす影響に関し適切に検討しつつ進める必要があるが、その際こうした経済へのプラス効果を含め研究を更に推進することが重要である。

一方、近年、韓国や中国は次々と意欲的な取り組みを開始している。韓国は低炭素グリーン成長戦略の下、国内排出権取引制度の導入等一連の極めて意欲的な政策を固め、世界グリーン成長研究所（GGGI⁴）を国際機関として設立し、グリーン成長戦略を世界に普及させようとしている。中国も気候変動対策の一層の推進に加え、高率の経済成長を維持するために必要なエネルギー資源を確保するというエネルギー安全保障上の観点からも経済活動のエネルギー効率を高める必要性を強く認識し、第11次5カ年計画において省エネルギー対策や再生可能エネルギーの導入を推進してきたが、新たにGDP当たりCO2排出量を2020年までに2005年水準から40-45%削減するという目標を掲げ、2011年から始まる第12次5カ年計画で17%削減する目標を定める等政策・措置を強化しようとしている。既に、中国国家発展改革委員会は2010年8月10日、「低炭素省区と低炭素都市の試行開始に関する通知」⁵を公布し、これにより広東等5省と天津等8市で排出削減に関する行動目標、具体的措置等を盛り込んだ低炭素発展計画を制定し、市場メカニズムを応用した削減目標実施推進方策の検討、排出データ集計・算定システムの確立、低炭素技術の革新の加速

化、新産業の育成等、低炭素型発展モデルの模索を開始した。さらに、企業の緩和行動への積極的参加を促すため、自主的排出削減取引活動を制度化し、GHG 排出・吸収量に関するデータの正確さと信頼性を高めインベントリー作成レベルを向上させるといった取組みを推進しようとしている⁶。

既に見たとおり、IPCCによれば世界平均気温上昇を2℃以内に抑制するためには世界の温室効果ガス排出量を2050年までに少なくとも半減させる必要があるが、先進国は80%以上削減する必要があるが、世界排出量の半減のためには、途上国も社会・経済開発を持続させながら同時に低炭素型発展に本格的に移行する必要がある。実際、前記のとおりアジアの途上国、特に新興国においては、カンクン合意を受けて緩和行動計画の作成を進め、その実施に対する国際社会の支援を得るべく、様々な動きが見られ始めている。そして、途上国において効果的に気候変動対策を進めるためには、貧困軽減、新興国におけるエネルギー安全保障等国情に応じた優先課題に取り組む各国の開発戦略や計画に気候変動対策を統合し、主流化していくことが欠かせない。多くの途上国は資金的、技術的、及び人的・組織的能力が不足しており、先進国が有している政策ノウハウや技術を活用するためには、その能力向上に向けた自主努力とそれに対する先進国からの支援の強化が不可欠である。例えば、インドネシアにおいてはわが国やフランスが近年共同で実施してきた気候変動対策支援により、気候変動対策の基本となる国家計画の策定や、個別分野での制度設計、法整備等の目標を設定し、森林減少・劣化に由来する排出削減 (REDD) のメカニズムや手続きを定める規則の策定、パイロット事業の準備、地熱電源開発を促進する優遇税制や投資インセンティブの法制化、固定価格買い取り制度や試掘ファンドの設計等、政府機関や民間企業が気候変動対策に取り組む上で基盤となる政策の準備・施行が進んだ。さらに現在、気候変動対策信託基金や地方交付金など政府各省庁や地方政府の資金調達の見直しと予算の確保、GHGのインベントリーやMRV(測定・報告・検証)システムの整備等が進められている。なお様々な課題が残っているもの

の、こうした経験から先進国が適切に支援することにより途上国が緩和行動計画の作成と実施を効果的に進められることが明らかになった⁷。この経験と教訓を分析し国際社会と共有することにより気候変動に関する国際協力枠組みの構築と協力の推進に貢献できると考えられる。

4 日本およびアジア諸国の気候変動適応策の動向

一部の新興国を除いてアジアの多くの途上国にとって温室効果ガス排出量はわずかであり、気候変動がもたらす影響・被害が大きく脆弱な環境に晒されている。このため気候変動への適応策に対するニーズが非常に高い。適応策は水資源、洪水対策や治水、農業、林業、漁業、交通、健康等多くのセクターに関連していることから、あらゆるセクターにまたがった政策の計画立案とその実行が求められている。特に適応策の多くは今直面している開発計画と重なる部分が多く、かつこれら社会インフラは長期的に共用されるため将来の気候変動の影響を受けることになる。現在行われている多くの開発計画には気候変動に対する適応策が入っていないため、設計・計画を行う際に気候変動の影響を組み込んでおく必要がある。また適応策計画立案のためには気候変動予測や脆弱性評価、具体的なガイドラインなど非常に広範な知見の集約と総合化が効果的な適応策のカギとなる。このように関係者間での幅広い知見や優良事例の成果を共有することによって、効果的な適応策の取り組みに活用していくことの必要性がUNFCCC SBSTA(科学上及び技術上の助言に関する補助機関、Subsidiary Body for Scientific and Technological Advice)において要請された。適応は知識集約が求められることから、関連する利用可能な知見へのアクセスは効果的な適応にとって重要かつ必要不可欠である。この適応知見と適応能力向上の要請に応えるために、UNEPが主要な国連機関、その他の国際機関との連携のもとに、Global Adaptation Network (GAN)の立ち上げを行った。GANの最初の地域ネットワークとして、2009年10月にバンコクにおいてタイ国首相の

主催により Asia Pacific Adaptation Network (APAN) が発足した。APAN は UNEP が中心となり、AIT-UNEP RRC.AP, 地球環境戦略研究機関、アジア開発銀行、等の参加により推進されており、アジア太平洋地域の他の主要な機関ともパートナーシップを結んでいる。APAN の活動は途上国政府や地域の人々が適応策を立案するときに必要となる知見を使いやすい形で提供するとともに、地域ごとの脆弱性や不足している知見等の提供や能力向上のための研修を実施することとしている。ハブセンターをバンコクに置くとともに、5つのサブ地域（東アジア、中央アジア、東南アジア、南アジア、太平洋地域）毎に複数の拠点となる機関を選定し、サブ地域での情報共有を推進することとしている。

慶應義塾大学は APAN の立ち上げ準備段階から参加し渡辺が APAN 運営委員会議長に就任する等、その設立および運営に大きく貢献している。また気候変動による脆弱性が最も顕著なモンゴルを対象として、モンゴル科学院、国立環境研究所と共同して凍土融解観測を行うとともに、モンゴル開発研究所、気象水文研究所、モンゴル資源環境観光省との共同で適応実証サイトを設置し、気候変動に対して強靱な草原生態系維持と持続可能な牧畜産業維持のための草原の環境容量についての適応策実証を行っている。2010年6月にはウランバートルにおいてモンゴル政府との適応策に関するコンサルテーション会合を開催し、脆弱性評価と適応策のための知識集約、能力向上への支援、適応ファンドとの連携支援等を行った。APAN は 2010年10月にバンコクでアジア太平洋気候変動適応フォーラムを開催し、「適応をいかに開発計画に統合するか」をテーマに500人以上の政府関係者、国際機関、研究者や NGO などの参加を得て活発な発表と議論を行った。アジア太平洋地域では初めての政府関係者を交えての適応に関する会議であり、その関心の高さが伺える。2011年3月にはラテンアメリカ適応ネットワークもスタートすることから、GAN の始動へ向けて動き出した。今後適応に関わる知識集約と各国の適応策の開発計画への統合に向けて APAN が果たすべき役割は大きい。

注

- 1 従来の経済活動を継続した場合の排出量。BAU (“Business As Usual” の略称)とも言う。
- 2 COP15で「コペンハーゲン合意」は、数カ国の反対により採択されず、同合意に「留意する」とされるに止まった。
- 3 「地球温暖化対策に係る中長期ロードマップの提案～環境大臣 小沢鋭仁 試案～」、2010年3月31日。<http://www.env.go.jp/earth/ondanka/mlt_roadmap/shian_10331/main.pdf>
- 4 “Global Green Growth Institute” の略称。
- 5 『中国網日本語版 (チャイナネット)』(2010.8.11)。<http://japanese.china.org.cn/business/txt/2010-08/11/content_20687585.htm>
- 6 小柳 秀明「第12次5カ年計画下での気候変動対応の見通し」、『グローバルネット』、2011年1月。
- 7 浜中 裕徳「途上国の温暖化対策支援 対インドネシアで成果」、『日本経済新聞』(2011.3.8)。